

向日市留守家庭児童会入退室管理用 I C タグ貸与要領

(趣旨)

第1条 この要領は、向日市留守家庭児童会（以下「児童会」という。）において、児童の入退室時刻を記録することで児童の安全確保及び保護者の利便性の向上を図るために導入する入退室管理システム（以下「システム」という。）を利用するための I C タグの貸与、管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象及び個数)

第2条 教育委員会は、児童会を利用する児童（以下「利用児童」という。）1名に対し、I C タグ1個を無償で貸与する。

(貸与期間)

第3条 I C タグの貸与期間は、利用児童が児童会に在会する期間とする。

(管理者及び管理責任)

第4条 I C タグの管理責任者は、利用児童の保護者（以下「保護者」という。）とする。

- 2 保護者は、I C タグの貸与にあたり、向日市留守家庭児童会入退室管理用 I C タグ貸与同意書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 保護者は、I C タグの利用方法及び取扱いについて、細心の注意をもって管理しなければならない。
- 4 保護者は、利用児童に対し、I C タグの適切な取扱いについて指導しなければならない。
- 5 保護者は、システムの機能を有効に活用し、児童の安全を確保するため、利用児童が児童会に登会する際は、I C タグを携帯させなければならない。

(譲渡等の禁止)

第5条 保護者は、貸与された I C タグを第三者に譲渡、転貸又は担保に供してはならない。

(紛失・毀損時の届出及び再発行)

第6条 保護者は、I C タグを紛失又は毀損（装飾等により貸与開始時の状態に復旧できない状態を含む。以下同じ。）したときは、直ちに向日市留守家庭児童会入退室管理用 I C タグ紛失・毀損等届出書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があった場合、速やかに新しい I C タグを再発行し、貸与するものとする。

(費用の負担)

第7条 ICタグの紛失又は毀損の理由が利用児童又は保護者の過失(故意、水没、洗濯、無理な力が加わった破損等)によるものと認められるときは、保護者は、当該ICタグの調達に要する実費相当額を負担しなければならない。

2 経年劣化、自然故障、災害、盗難(警察への被害届の提出がある場合に限る。)その他不可抗力によりICタグを紛失又は毀損したと認められるときは、教育委員会は保護者の費用負担を免除することができる。

(返却)

第8条 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにICタグを教育委員会に返却しなければならない。

(1) 利用児童が児童会を退会するとき。

(2) その他教育委員会から返却の指示があったとき。

2 保護者は、返却時にICタグの毀損が発覚したとき又は教育委員会が定める期限までにICタグを返却しないときは、実費相当額を負担しなければならない。

3 保護者は、紛失により実費相当額を負担して再発行を受けた後、紛失した旧ICタグが発見された場合、当該旧ICタグを速やかに教育委員会へ返却するものとする。なお、この場合、既に負担した実費は返還しない。

(免責事項)

第9条 教育委員会は、通信回線の障害、システム保守、天災地変その他のやむを得ない事由により、入退室情報の記録が遅延又は不能となった場合であっても、これに起因して生じた損害について責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。

（宛先）向日市教育委員会

保護者氏名 _____

向日市留守家庭児童会入退室管理用 I C タグ貸与同意書

留守家庭児童会入退室管理用 I C タグの貸与を受けるにあたり、下記の遵守事項を守ることに同意します。

記

- 1 I C タグの利用方法及び取扱いについて、細心の注意をもって管理すること。
- 2 児童に対し、I C タグの適切な取扱いについて指導すること。
- 3 貸与された I C タグを第三者に譲渡、転貸又は担保に供しないこと。
- 4 I C タグを紛失し、又は毀損（装飾等により貸与開始時の状態に復旧できない状態を含む。）したときは、直ちに向日市留守家庭児童会入退室管理用 I C タグ紛失・毀損等届出書を教育委員会に提出すること。
- 5 I C タグの紛失又は毀損の理由が利用児童又は保護者の過失（故意、水没、洗濯、無理な力が加わった破損等）によるものと認められるときは、当該 I C タグの調達に要する実費相当額を負担すること。
- 6 児童会を退会するとき、その他教育委員会から返却の指示があったときは、速やかに I C タグを教育委員会に返却すること。
- 7 返却時に I C タグの毀損が発覚したとき又は教育委員会が定める期限までに I C タグを返却しないときは、弁償又は現状復旧に要する実費相当額を負担すること。
- 8 紛失した旧 I C タグが発見された場合、当該旧 I C タグを速やかに教育委員会へ返却すること。なお、この場合、すでに負担した実費相当額は返還されない。

児童名	
在籍する児童会	向日市第 留守家庭児童会

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）向日市教育委員会

保護者氏名 _____

向日市留守家庭児童会入退室管理用 I C タグ紛失・毀損等届出書

向日市教育委員会から貸与を受けた I C タグについて、下記のとおり紛失・毀損したので、向日市留守家庭児童会入退室管理用 I C タグ貸与要領第6条第1項の規定に基づき、提出します。

記

児童名	
在籍する児童会	向日市第 留守家庭児童会
区分	紛失 ・ 毀損 ・ その他（ ）
発生日月日	
発生理由及びその時の状況等 （いつ、どこで、どのような状況で事象が発生したのか詳しく記入してください。）	

※ I C タグを第三者に盗難されたときは、警察に被害届を提出し、「被害届受理番号」を記入してください。